

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	○ 三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則 .....	教 育 総 務 課	1頁
訓 令	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 .....	教 職 員 課	4頁
公 告	○ 令和9年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜 実施要項 .....	高 校 教 育 課	4頁
人事異動	○ 三重県地方産業教育審議会委員の異動について .....	高 校 教 育 課	6頁

### 規 則

三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年五月二十一日

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

#### 三重県教育委員会規則第十四号

三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会聴聞規則（平成六年三重県教育委員会規則十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（聴聞の通知及び期日の変更）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 教育委員会が前項の規定による通知（法第十五条第四項又は条例第十五条第四項の規定による公示の方法による通知をした場合を含む。）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、教育委員会に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 前項の規定による申出は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 聴聞の件名（予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び名宛人の氏名をいう。以下同じ。）</p> <p>三（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（聴聞の通知及び期日の変更）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 教育委員会が前項の規定による通知（法第十五条第三項又は条例第十五条第三項の通知をした場合を含む。）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、教育委員会に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 前項の規定による申出は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 聴聞の件名（予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び名あて人の氏名をいう。以下同じ。）</p> <p>三（略）</p> <p>4・5（略）</p>

別紙様式を次のように改める。

別紙様式（第3条関係）

（表）

聴 聞 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

三重県教育委員会 印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る{ 行政手続法第  
13条 } 第13条 }の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

記

聴聞の件名	予定される不利益処分の内容	
	根拠となる法令の条項	
	不利益処分の名宛人の氏名	
不利益処分の原因となる事実		
聴聞の期日		年 月 日 時 分から 時 分まで(審理の経過によっては予定終了時間より早期に終結する場合があります。)
聴聞の場所		
聴聞に関する事務を所掌する組織	名 称	(聴聞の期日変更・資料の閲覧)  (代理人・補佐人の選任、その他聴聞の主宰に関する事項)
	所在地連絡先	

- 備考 1 あなたは聴聞の期日に出向いて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日に出向くことに代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞に出向かない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出席させることができます。代理人を選任する場合には、委任状を聴聞の期日までに提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人と出向こうとする場合には、補佐人になろうとする者の氏名、住所、聴聞の件名、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の5日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 やむを得ない理由がある場合には、三重県知事に対し、聴聞の期日の5日前までに、聴聞の件名及び聴聞の期日の変更の理由を記載した書面を提出して、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 4 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出向く場合にはこの通知書を持参してください。
- 5 正当な理由なく聴聞の期日に出向かず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{行政手続法第23条第1項} \\ \text{三重県行政手続条例第23条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

聴聞の 主宰者	職 名		氏 名	
聴 聞 の 公 開	公開する・公開しない			

備考 聴聞の公開の項については、該当する部分を○印で囲むこと。

附 則

この規則は、令和八年五月十一日から施行する。

訓 令

教委訓第6号

局 中 一 般  
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和8年5月21日

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1共通決裁事項（2）支出負担行為に関する事務の表中「30万円」を「50万円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

令和9年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項を次のとおり定めます。

令和8年5月21日

三 重 県 教 育 委 員 会

① 募 集

(1) 応募資格

ア 一般選抜

一般選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業生又は令和9年3月卒業見込みの者

(イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの者

イ 再募集

一般選抜において定員を満たさなかった場合のみ実施する。

実施する場合は、三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページで告知する。

再募集を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業生又は令和9年3月卒業見込みの者

(イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 入学定員

ものづくり創造専攻科 第1学年 20人（機械コース、電気コース各10人程度）

※ 再募集の募集人数は入学定員より一般選抜の合格者数を除いた数とする。

(3) 募集方法

ア 入学願書等の受付期間及び受付時間

原則として、簡易書留の郵送により提出すること。（受付締切期限までに必着のこと。）

区分	受付期間	受付時間
一般選抜	令和8年8月31日（月）から9月4日（金）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）
再募集	令和8年12月14日（月）から12月18日（金）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）

イ 応募手続

次の書類を三重県立四日市工業高等学校長に提出し、受検票を受け取る。

- (ア) 専攻科入学願書【様式1】
- (イ) 収入証紙納付書【様式2】（入学選抜手数料として、2,200円の三重県収入証紙を貼付する。）
- (ウ) 専攻科受検票【様式3】
- (エ) 志願理由書【様式4】
- (オ) 最終出身学校長からの調査書
- (カ) 返信用封筒（受検票返送用：宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付する。）

※ ただし、入学願書等を三重県立四日市工業高等学校に直接提出する者は（カ）を省略することができる。

なお、納入した入学選抜手数料は理由のいかんを問わず返却しない。

② 検査、選抜及び合格者の発表

(1) 一般選抜

検査期日	令和8年9月16日（水）	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から 10時00分まで	学力検査 （工業情報数理、機械または電気）
	10時10分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和8年9月25日（金）9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

(2) 再募集

検査期日	令和9年1月6日（水）	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時00分まで	学力検査 （工業情報数理、機械または電気）
	10時10分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和9年1月14日（木）9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

③ その他

- (1) 入学志願者は、入学志願に必要な所定の用紙を三重県立四日市工業高等学校（〒510-0886三重県四日市市日永東三丁目4番63号 TEL：059-346-2331）に請求する。

なお、郵送希望者は、返信用封筒（宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付のこと）を添えて請求する。

- (2) 受検者は、交付された受検票を、検査当日受付に提示する。

人 事 異 動

三重県地方産業教育審議会条例（昭和26年三重県条例第24号）第2条第2項の規定により、次のとおり三重県地方産業教育審議会委員の異動を行いました。

令和8年5月21日

三 重 県 教 育 委 員 会

1 退 任

- (1) 氏 名 稲葉 崇
- (2) 退任年月日 令和8年3月31日

2 任 命

- (1) 氏 名 坂本 克明
- (2) 任 期 令和8年4月21日から令和9年11月23日まで

発 行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会